

令和4年9月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



# 令和4年9月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和4年9月27日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件 議案第21号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則の一部改正について…………… 1</p> <p>第3 報告 ・新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布 ・令和4年度新潟市教育委員会表彰被表彰者の 選考結果報告について…………… 1 ・和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について…………… 3</p> <p>第4 次回日程 10月定例会 令和 4年10月26日（水）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



議案第 21 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 4 年 9 月 27 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

育児参加のための休暇について、これをより柔軟に取得することができるよう、規定の改正を行うものである。

2 改正の概要

育児参加のための休暇の取得対象期間を出産の日以後 1 年を経過する日までに拡大すること。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。



新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

○新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年新潟市教育委員会規則第2号)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	



# 報 告



令和4年9月27日  
教育委員会定例会 追加資料

### 市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年6月以降）

